

1. 消費税について

(1) 安倍政権は国会を開くこともせず、国民の強い反対と危惧の声を無視して、消費税率を10%に引き上げました。日本共産党は、暮らしと経済を土台から破壊する消費増税の強行に抗議の声を上げています。

消費税が導入されて今年で31年目、消費税には重大な3つの問題があります。

31年間の消費税収は397兆円に上りますが、その一方で、大企業の法人3税の減税・減収額は298兆円、富裕層の所得税・住民税の減収額は275兆円。あわせると573兆円にもものぼります。消費税が「社会保障のため」でも「財政危機打開のため」でもなく、大金持ちの減税の「穴埋め」になっていることは明らかです。国民から吸い上げ、大企業や富裕層を潤す——これこそが消費税の重大な問題の1点目です。

2点目に、増税は「貧困と格差」の拡大に追い打ちをかけます。消費税は所得の少ない人ほど重くのしかかる逆進性があり、どんなにお金をばらまいて細工しても是正することはできません。「生計費非課税」の原則に真っ向から反する消費税は、憲法25条に保障された生存権を脅かすものであり、働く貧困層が拡大し、低年金の世帯が拡大する日本社会においては、最悪の不公平税制です。

そして3点目には、消費税が国民の暮らしと景気、中小企業の営業を破壊し、日本を“経済成長できない国”にした大きな要因であることです。

日本経済は消費税増税が繰り返された90年代以降、低迷を続けています。1997年からの20年間、主要国のGDPは、アメリカ227%、イギリス170%、フランス178%、ドイツ166%と伸びている中、日本は102%と、成長できないままです。

2014年、安倍政権が強行した8%への増税で落ち込んだ家計消費は、回復するどころか5年以上経過しても、増税前より年20万円以上も落ち込み深刻な消費不況にあります。また、労働者の実質賃金は年15万円も落ち込み、8%への増税が重大な失政であったことは明らかです。それにもかかわらず、10%への増税強行は、失政に失政を重ねるものであり言語道断です。

消費税は「社会保障のため」と言いながら、増税直前の9月下旬から始まった「全世代型社会保障検討会議」は、労働者や医療・介護の代表は誰一人参加せず、安倍首相を座長に、経団連や経済同友会などの財界人と、社会保障や労働法制の改悪をけん引してきた顔ぶれが並び、「給付削減と負担増」を進め、まさに社会保障の「解体」ともいえる検討を非公開で進めています。

消費増税と一体に、「軽減税率」という口実で導入しようとしているインボイス制度は、今後、中小業者やフリーランス、農業や漁業の免税業者への大打撃となり、地域経済にどれほど深刻な影響を及ぼすか計り知れません。

いまやるべきことは、貧困と格差をただし、暮らしの安定と地域経済の好循環をつくり出すために、大企業と

富裕層に応分の税負担を求める「公平な」税財政改革です。賃上げと暮らし応援の政策に転換しなければ、地域経済を真に守ることはできません。そこで質問します。

■経済・景気・暮らしを回復させるために、消費税率を5%に引き下げることこそ、有効な経済政策だと考えます。財務部長の見解をお聞かせください。①

2. 子育て支援について (3点)

(1) 予防接種について (ロタウイルスの予防接種について)

ロタウイルスによる胃腸炎は感染率が高く、ほとんどの子どもが5歳までに罹患すると言われています。強い嘔吐や下痢、発熱などの症状があり、特に初感染時の乳幼児は重篤化の危険があります。

近年、予防接種が可能となりましたが、接種には年齢的な期限があり、生ワクチンのため他の定期接種と時期を調整して、計画的に接種しなければなりません。現時点では任意接種のため、ひとり分3万円近くの負担がかかります。すでに全国200以上の市町村では、ロタウイルスワクチンの全額、または一部助成を実施しています。

今年10月、厚労省はロタウイルスの定期接種化を決定し、来年10月からは接種が無料になることとなりました。しかし、乳幼児の重篤化予防のためにも、接種にかかる負担軽減は早急に対応すべきです。そこで質問致します。

■ロタワクチンの予防接種の無料化を前倒しで行うべきと考えますが、見解を求めます。②

(2) 子育てクーポンについて

現在、大分市では子育てクーポンの利用で、インフルエンザ・おたふくかぜ・ロタウイルスの予防接種が負担軽減されます。

近年の子育てクーポンの利用状況は、28年度、29年度はインフルエンザの予防接種が5割以上を占め、30年度からはロタウイルスの予防接種が加わり、インフルエンザ約2割、ロタウイルス約3割と利用が二分されています。クーポンの使用状況をみても、生命に関わる予防接種はニーズが高く、負担軽減が切実なものであることが分かります。

しかし、子育てクーポンは本来、絵本の購入や一時預かり、母乳マッサージなど、自己負担では我慢してしまいがちな、子育てのプラスαに使えることこそ望ましく、「子育て支援」という目的に沿うものではないでしょうか。

予防接種については、健康状態や考え方に個人差もあることから、クーポンでの利用は悪くはありませんが、多くが予防接種に使われているのであれば、金額の拡充が必要だと思います。

また、第1子は1万円、2子は2万円、3子は3万円となっていますが、経済的な負担が大きいのは、むしろ初めて出産を迎える第1子だと思います。特に、子育てクーポンは産後ケアにも使えることから、第1子の1万円は拡充すべきと考えます。現在、子育てクーポンの財源は大分県と大分市が折半しており、金額などの変更は独自で行うことができません。そこで、提案をさせていただきます。

■大分市独自の子育てクーポンをつくり、金額を上乗せすべきと考えます。見解を求めます。③

(3) 産後の支援体制について

2015年に閣議決定された「少子化社会対策大綱」で「産後ケア事業」が予算事業となり、孤立しがちな産後の支援が推進されてきました。産後ケア事業は現在667カ所の市町村が実施し、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型の3つの形態で行われています。中でも宿泊型施設のニーズが高いとされますが、現時点では病院や助産院への委託が8割を占め、産後ケアに特化した施設の設置は全国でわずか4.7%にとどまっています。

こうしたことから、本年11月22日、衆院厚生労働委員会において、「産後ケア事業」を母子保健法上に位置付ける、母子保健法一部改正案(産後ケアセンター設置推進法案)が可決されました。委員会決議は、産後ケア事業について、市町村の取組の推進が示され、今後、産後ケア事業が促進されることは間違いありません。

さて、現在、大分市では児童福祉法に基づき、生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問を、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として行っています。母子手帳のハガキなどの様子をもとに、保健師・看護師・助産師・地域の主任児童委員が、手分けして訪問しています。訪問に際しては、「経産婦」や「特に問題がなさそう」な方は、主任児童委員が訪問し、専門的な要望等があれば、保健師などが訪問するよう振り分けられています。今後、産後ケアがより手厚くなるよう、事業の流れを見直すべきではないかと考えます。

現在、この事業の訪問後、必要に応じて地域の民生・児童委員へ引き継がれますが、先日の福間議員の質問にもあったように、地域の民生・児童委員は高齢者の見守りや様々な行事等で、負担がかかっているのが実状です。

近年の「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の従事者別訪問状況を見ると、主任児童委員の訪問数は28年度156件、29年度は83件、30年度は集計期間が8カ月分ですが67件と減少しています。しかし、地域の主任児童委員は、今後、一番身近な相談員として、児童虐待や問題を抱える子育て世帯のアウトリーチなど、子どもの命を守る役割に位置づけるべきではないでしょうか。一方、特に問題がないと思われても、産後一度は全ての妊産婦が、専門的な訪問を受けることも重要だと考えます。

そこで、今後の産後の訪問に際して、産後専門職が訪問をして現状を確認し、それが主任児童委員に引き継がれ、更に課題が深刻なケースが、中央・東部・西部の各センターへとつながる流れをつくることで、支援体制がより専門的できめ細かなものになるのではないのでしょうか。そこで、質問します。

■産後の全戸訪問事業は、現行の振り分けるやり方ではなく、まずは専門職である保健師・看護師・助産師が訪問し、さらに必要に応じて主任児童委員が巡回できるよう体制を見直してはどうでしょうか。見解を求めます。

④

3. DV相談支援について

(1)ワンストップ化について

①昨年度第4回定例会で、特別な配慮が必要なケースに対応するワンストップ体制を求めました。

特にDVの相談支援は、相談だけで完了するものではなく、時間的にも素早い行政の手続きが求められ、それが被害者の命にもかかわる深刻な事態につながります。

暴力から逃げてきた、あるいは保護命令が出ている場合、市役所で必要な手続きには、通常とは異なる対

応が求められますが、窓口が右往左往するようではスムーズな支援ができず、更には他の市町村や各課の対応に食い違が生じることにもなりかねません。

本市においては、これまで求めてきた配暴センターが、来年4月に配置されることとなり期待が高まっていますが、行政手続きのワンストップ化は、早急に庁内の関係部局や関係機関において協議の上、整備すべきです。

平成25年4月付けで内閣府男女共同参画局が出した「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引」をかいつまんで引用しますと、「複数の窓口」に被害者が出向いて「繰り返し」状況を説明し、手続を進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まる上、心理的にも大きな負担となる」と指摘され、このため、被害者が希望する支援の内容を記入する「共通の様式」を設け、複数の窓口に係る手続を並行して進められるようにすることが望ましい。と書かれています。また、その手続を行う際は、「一定の場所に関係部局の担当者が出向く」ことによって、「一か所で手続を進められるようにする」ことが望ましいとされています。そこで質問いたします。

■先ほど引用したように、「共通の様式」を設け、「複数の窓口に係る手続を並行して進められる」支援体制を、庁内に整備する必要があると考えますが、見解をお聞かせください。⑤

②以前から、DVと児童虐待は一体的な取組が必要であると、再三申し上げて参りました。それはソフト面でも、ハード面でも必要なことです。

内閣府から出された「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引」には、施設の設置場所について書かれています。

その内容を要約すると、「加害者からの追跡等を想定し、男性職員の多い棟で、避難経路があり、子ども課、福祉課と連携のとりのしやすい場所、人目がある開かれたところで、課長や男性職員が在所している場所、そして、被害者支援に必要な庁内連携が図りやすく、また安全性確保のため本庁内」となっています。

これらの内容を考えると、センターは本庁、または隣接する場所が望ましいと考えます。そこで、質問致します。

■現在、旧荷揚町小学校跡地の利活用について取り組みが進められています。市民にとって重要な役割を担う本庁の機能強化として、このような施設整備を検討してはどうでしょうか、見解を求めます。⑥

4. 市営住宅について

(1) 維持管理について

昨年の第3回定例会で、市営住宅の入居促進について質問をいたしました。入居が進まない住宅については、その後、募集戸数を増やしたり、随時受け付けにするなど、空き戸の活用の対応が進められており、今後も柔軟な対応をお願いしたいと思います。今回は、すでに入居されている世帯への負担軽減について質問をいたします。

空き戸が増えることにより、団地内の活力や地域コミュニティの維持に支障が生じるなど課題が広がっていますが、更に問題なのは、空き戸が増えることで、入居世帯数で割り振られる施設の維持管理に係る共益費、例えば浄化槽の清掃費や街灯の電気代など、共益費が負担増となる点です。特に、本来住宅に必要な施設

の維持管理は、一般の賃貸住宅なら住宅の持ち主が負担するのが一般的であり、入居世帯が減ることで、各戸の負担が増えるのは問題です。浄化槽の清掃や防犯用の街灯などは、持ち主である大分市の負担で維持すべきではないでしょうか。

市営住宅は、入居者の高齢化や施設の老朽化などで入居希望者が減っており、さらに緊急用の政策空き戸もあります。そのため、全戸数と実際の入居数には、住宅にもよりますが大きな乖離がみられます。施設の維持管理に関する費用を住居世帯で賄うのが限界になっている住宅もあり、何らかの対応が必要だと考えます。そこで質問いたします。

■空き戸が多い市営住宅の共益費について、入居可能な戸数で割り、空き戸分を市が負担して軽減すべきと考えますが、見解をお聞かせください。⑦

近年は、電気料金の抑制や地球温暖化対策として、公共施設の LED 化が広がっています。現在、市営住宅については、計画的な対応とされ、壊れたところから LED に切り替えることとなっていますが、共益費の負担軽減や長寿命化、省エネ効果などから LED 化を望む声が寄せられています。そこで質問いたします。

■市営住宅の共同部分の LED 化を促進すべきと考えますが、見解を求めます。⑧

5. 会計年度任用職員について

尚、通告書には短時間勤務職員としていますが、市が出している文書にある、「パートタイム職員」の呼称と致します。

(1)パートタイム職員について

来年度から始まる会計年度任用職員については、先の9月議会で、今回の法改正による制度導入が「処遇改善に資する制度である」との認識を確認しました。

嘱託職員の多くは、パートタイム職員が基本となり、勤務形態は所属先によって若干こととなりますが、基本は週5日勤務(週31時間15分/1日6時間15分)と、週4日勤務(週31時間/1日7時間45分)の2通りとされています。

会計年度任用職員は、読んで字の如く一年間の雇用となりますが、パートタイム職員も更新が可能です。所属する部署の業務については、スキルアップや業務の継承について、研修や会議など、業務向上に資する機会は当然必要であると考えます。一方、採用試験で配布された案内には「原則、所定労働時間を超える勤務はありません」との注釈が書かれています。そこで、その点についてお聞きします。

■パートタイム職員にも、研修や引き継ぎなどにかかる時間は勤務時間として保障されるのかどうか、見解を求めます。⑨

6. 図書館支援員について

(1)図書館支援員について

次に、教育委員会に図書館支援員について質問します。

教育委員会の会計年度任用職員は、大分っ子学習力向上推進事業の非常勤講師、特別支援等教育活動サポート事業の補助教員、スクールサポートスタッフ、そして学校図書館支援員の4つの職が対象となって

います。

この中の、図書館支援員は、先の議会でも申し述べた通り、図書館業務をやればやるほど奥が深く、読書に親しませ、図書館をより充実させるためには、現在の年間1,000時間では足りず、勤務時間を増やしてほしいという要望が寄せられています。

また、図書館支援員は、60名中20名が小規模校2校を兼務しています。つまり、40校もの学校は、図書館の先生が週2日しかいないのが実態です。兼務している支援員は、多くが週の前半と後半に分けて勤務していますが、今週火曜日の後、次に行けるのは来週の月曜日、今週金曜日の後、その次は来週の木曜日ということになります。

先ほどの質問の通り、パートタイム職員には、原則、所定労働時間を超える勤務はないわけですが、図書館業務に熱心な支援員は、児童生徒や教職員の要望に応え、貸し出しや資料提供を行うことが考えられ、現在でも勤務時間以上の業務を行っていることは容易に想像できます。そもそも学校によって、週4日勤務と週2日勤務の格差が生じていること、教育環境として不均等であること自体問題があります。

学校司書が配置される意義、そして、本市教育委員会が図書館支援員を何のために配置しているのか、再認識すべきです。そこで質問致します。

■図書館支援員は基本的に各校ひとり専任配置にすべきと考えますが、見解を求めます。⑩